

事業主（農業者を含む）の皆さんへ 雇用創出奨励金のご案内

令和5年度 新たに雇用した事業主に奨励金を交付します！

「最上町 中小企業 雇用創出奨励金」

本町における雇用の促進を図るため、65歳までの方を新たに雇用した中小企業の事業主に対し、(1事業所につき3名まで)雇用創出奨励金を交付します。

新規雇用者1人につき月額2万円以内

(雇用開始月から6ヶ月間×2万円=12万円交付)



対象となる事業主

- (1) 町内に事業所、店舗を有し、かつ町内において中小企業、商業を営むもの。
- (2) 本町に納期の到来している町税を完納していること。
- (3) 代表者などの3等親以内の親族の雇入れ出でないこと。
- (4) 申請時に新規に3ヶ月以上雇用している実績があり、今後も3ヶ月以上常時雇用する予定があること。
- (5) 新規雇用することにより、既雇用者の雇用条件を変更してはならない。
- (6) 雇用保険適用事業の事業主であること。
- (7) 社会保険及び厚生年金に加入していること。
- (8) 今回の新規雇用において、他の奨励金等の適用を受けていない事業主とする。

申請方法(産業振興センターで申請を受け付けます。)

新規に雇用した日から3ヶ月経過した後に、「最上町中小企業雇用創出奨励金交付申請書」に、以下の書類を添えて申請してください。

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- ②新規雇入れ名簿およびチェックシート

申請期限内であっても、予算がなくなり次第受付を終了することがあります。

問い合わせ先 産業振興センター 商工観光課 商工観光室 ☎43-2340

「最上町 農業及び商業等 雇用創出奨励金」

本町農業及び商業等の分野における新規参入や規模拡大等による雇用の促進を図るため、新たに農業及び商業等に従事する者を雇用した事業主に対し、雇用創出奨励金を交付します。

新規雇用者1人につき月額1万円以内

(雇用開始月から4ヶ月間×1万円=4万円交付)



事業主とは・・・

◇農林業を営む農林業者又は商業及び旅館・飲食業を営む者をいう。

(雇用条件)
・1時間:最低賃金以上
・1日3時間程度以上

対象となる事業主

- (1) 町内に住所を有する農業者又は町内に事業所(店舗)を有する事業主とする。
- (2) 本町に納期の到来している町税を完納していること。
- (3) 新たに常用労働者及び日雇い労働者として雇い入れたもの。
(ただし、当該事業主と生計を一にする者又は二親等以内の親族を除く。)
(※日雇い労働者とは、1日の所定労働時間が3時間以上の者をいう。)
- (4) 雇用期間は、4ヶ月以上の雇用を対象とする。(申請時に新規に2ヶ月以上雇用している実績があり、今後も2ヶ月以上雇用することが確実であること。)
- (5) すでに雇用を行っている事業主においては、当年及び前年の雇用実績に対して雇用人数が増加したものを対象とする。
- (6) 新たに雇用することにより、既雇用者の雇用条件を変更してはならない。
- (7) 雇用者に支払う賃金は、県が定める最低賃金を下回らないこととする。
- (8) 今回の新規雇用において、他の奨励金等の適用を受けていない事業主とする。

申請方法(産業振興センターで申請を受け付けます。)

新規に雇用した日から2ヶ月を経過した後に、「最上町農業及び商業等雇用創出奨励金交付申請書」に、以下の書類を添えて申請してください。

- ①賃金支払明細書等雇用していることが明らかとなる書類
- ②新規雇入れ名簿およびチェックシート